

私立学校における非構造部材の耐震点検・耐震対策状況調査記入要領 (様式2-3-3)

本調査は、私立学校施設の屋内運動場等の吊り天井等の状況、非構造部材の耐震点検・耐震対策の状況について把握し、私立学校施設整備に関する基礎資料とするほか、国会等でも数値を報告する等、大変重要なものです。

なお、調査結果については、都道府県ごとに集計した後、文部科学省ホームページで公表しておりますが、各学校個別の非構造部材の耐震点検・耐震対策状況を公にすることはありません。

【調査対象】

平成29年4月1日現在で開学している私立の幼稚園（学校法人立・学校法人立以外（財団法人立、社団法人立、宗教法人立、その他の法人立及び個人立）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（学校法人立等・社会福祉法人立）を対象とします。

いわゆる休校中（休園中）の学校は対象外とします。

【調査時点】

平成29年4月1日現在

【調査にあたっての留意点】

- ・幼保連携型認定こども園については、設置主体（学校法人、社会福祉法人）にかかわらず調査の対象となりますので、関係部局と調整の上、御回答ください。
- ・本調査における「屋内運動場」には、「武道場」、「講堂」、「屋内プール」など屋内運動場のような大空間を有する建物を含みます。
- ・本調査について「学校設置者」とは、学校法人・学校法人以外（財団法人、社団法人、宗教法人、その他の法人及び個人）とします。

【点検の範囲】

- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版） 地震による落下物や転倒物から子供たちを守るために ―耐震点検の実施―（平成27年3月 文部科学省）」（以下、ガイドブック）において、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の進め方、実施体制、点検内容等が解説されています。本調査においては、基本的には、私立学校においてはガイドブックP17～34、学校法人においてはガイドブックP35～77に沿って、点検を実施していることを確認してください。
- ・ガイドブックは以下のHPにも掲載されています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(参考)

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成23年7月 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

第1章 学校施設の安全の確保

(2) 非構造部材の耐震化

ポイント

- 多くの学校施設において非構造部材の被害が発生した。

- 構造体の耐震化だけでなく、非構造部材の耐震対策も速やかに実施する必要がある。
- 特に、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材、照明器具、外壁（外壁材）、バスケットゴールの落下防止対策を進める必要がある。
- 社会体育施設等も屋内運動場と同様の危険性があるため、天井材や照明器具等の落下防止対策を進める必要がある。

参考 HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm)

「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言

(平成28年7月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

(2) 非構造部材等の耐震点検及び耐震対策の推進

<学校設置者>

- 学校設置者は、非構造部材や落下のおそれのある構造部材について、施設の日常的な使用者である教職員による点検だけでなく、専門家による耐震点検を実施し、必要な耐震対策を実施していく必要がある。
- 特に、古い工法で設置されている非構造部材※1や、経年劣化が進行している学校施設※2については地震発生時に大きな被害につながる可能性が高いことを踏まえ、早急に点検を実施するとともに、優先順位を付けつつ計画的に老朽化対策を行っていく必要がある。老朽化対策を行う際には、学校施設は避難所ともなることを踏まえ、ユニバーサルデザインの採用や断熱性の確保、施設の長寿命化など、基本的な建物性能を高めて計画することが有効である。

※1：設計図書や現地調査により一斉点検を実施することが重要。

※2：点検項目によっては建築基準法第12条に基づく点検を活用することも有効。

- なお、上記の点検を実施する際には、これまでの地震における被害状況も踏まえ、鉄骨造体育館のブレース付き柱脚部、鉄筋コンクリート造体育館の柱梁と鉄骨屋根の接合部、体育館屋根面の屋根ブレースや立体トラス等、被害が生じる可能性のある箇所についても、併せて点検し、必要な対策を実施していく必要がある。

参考 HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm)

1. 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策（棟単位）

【調査対象】

屋内運動場、武道場、講堂、屋内プールにおける高さが6mを超える又は面積が200㎡を超える施設の吊り天井、照明器具、バスケットゴール

【注意点】

複数の学校種が使用している屋内運動場等については、主に使用しているいずれか一つの学校種を選択し、記載してください。例えば、中学校と高等学校が使用している体育館の場合は、より多くの生徒が使用している学校種のものとして記載してください。大学と高等学校以下の場合も同様です。

項目	説明
吊り天井を有する棟数 ※高さが6mを超える天井 又は、水平投影面積が200㎡を超える天井	A 吊り天井を有する棟数の中で、落下防止対策が必要な棟数(屋内運動場・武道場・講堂・屋内プールの中で、文部科学省が平成25年8月7日(25文科施第202号)に示した対象となる建物であり、 <u>以下のいずれかに該当するもの</u>)を記入してください。 1. 高さが六メートルを超える天井

	<p>2. 水平投影面積が二百平方メートルを超える天井</p> <p>※天井面構成部材等の単位面積質量（天井面の面積の1平方メートル当たりの質量をいう）が2kg以下の棟については「吊り天井を有していない棟（I）」に含まれます。</p> <p>※本項目は自動計算のため記入不要（A=C+D）</p> <p>※吊り天井を有する建物とは、その施設の主な用途として使用されるアリーナ部分などに吊り天井を有している建物とします。よって、例えば器具倉庫や更衣室といった室は調査対象外です。</p> <p>※校舎一体型の屋内運動場や、屋内運動場内にアリーナが複数ある場合や武道場・講堂・屋内プールが室として複合的に配置されている場合は、室数を棟数と見なして記入してください。また、校舎の教室を改修し武道場や講堂として利用している場合も上記1又は2に該当すれば対象施設とします。</p>
<p>総点検を実施した棟数</p>	<p>B</p> <p>A（吊り天井を有する棟数）のうち、総点検を実施した棟数を記入してください。屋内運動場等の吊り天井等については、学校設置者（専門家や設計事務所等への委託を含む。）が「学校施設における天井等落下防止対策のための手引（平成25年8月）」（以下、「手引」という。）の「天井等総点検用マニュアルのフローチャート」（9ページ）などを参考にし、総点検を実施した棟数を記入してください。（必ずしも手引による必要はありません。）また、屋内運動場等の照明器具・バスケットゴールについては、手引の「照明器具、バスケットゴール等の取付部分の耐震点検と対策の実施」（55～59ページ）等を参考にした総点検を学校設置者が実施した棟数を記入してください。</p> <p>※吊り天井・照明器具・バスケットゴールのどれか一つでも未点検であれば、「点検未実施」とします。</p> <p>※専門家により点検を実施した場合も「総点検を実施した棟数」として記入してください。</p> <p>※対策方法が決定しているか否かは問いません。</p> <p>※総点検を実施せずに落下防止対策を実施した場合は、総点検を実施したこととみなしてください。</p>
<p>吊り天井・照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策済み棟数</p>	<p>C</p> <p>A（吊り天井を有する棟数）のうち、手引等を参考にした耐震対策を学校設置者が実施した棟数を記入してください。</p> <p>※耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数も含めてください。</p> <p>※吊り天井・照明器具・バスケットゴールのどれか一つでも未対策であれば、「対策未実施」とします。</p> <p>※例えば、吊り天井の耐震対策は終了していても工事契約が終了していない場合は「対策未実施」とします。</p> <p>※吊り天井の耐震対策は、手引で i) 天井撤去、ii) 天井の補強による耐震化、iii) 天井の撤去及び再設置、iv) 落下防止ネット等の設置が対策手法として示されていますが、本欄（C欄）には、ii) 天井の補強による耐震化、iii) 天井の撤去及び再設置、iv) 落下防止ネット等の設置による対策をしたものを記入し、<u>i) 天井撤去による対策を実施した場合、K欄</u>に記入してください。</p>

対策未実施の棟数 (一部未実施含む)	D	A(吊り天井を有する棟数)のうち、手引等を参考にした対策を学校設置者が実施していない棟数及び、総点検未実施の棟数の合計を記入してください。(一部対策未実施の棟も含む。)
特定天井を有する棟数 ※高さが6mを超える、かつ水平投影面積が200㎡を超える吊り天井を有する棟数	E	A(吊り天井を有する棟数)のうち、高さが6mを超え、かつ、水平投影面積が200㎡を超える吊り天井を有する建物の棟数 ※本項目は自動計算のため記入不要 (E=G+H)
総点検を実施した棟数	F	E(特定天井を有する棟数)のうち、手引等を参考にした総点検を学校設置者が実施した棟数を記入してください。 ※吊り天井・照明器具・バスケットゴールのどれか一つでも未点検であれば、「点検未実施」とします。 ※専門家により点検を実施した場合も「総点検を実施した棟数」として記入してください。 ※対策方法が決定しているか否かは問いません。 ※総点検を実施せずに落下防止対策を実施した場合は、総点検を実施したこととみなしてください。
吊り天井・照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策済み棟数	G	E(特定天井を有する棟数)のうち耐震対策を実施した棟数を記入してください。 吊り天井に係る脱落防止措置については、国土交通省が平成25年8月に示した「技術基準」における脱落防止措置の規定を満たしている棟数を記入してください。 また、照明器具、バスケットゴールの落下防止対策については、手引の「照明器具、バスケットゴール等の取付部分の耐震点検と対策の実施」(55～59ページ)等を参考に対策を実施した棟数を記入してください。 ※耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数も含めてください。 ※吊り天井・照明器具・バスケットゴールのどれか一つでも未対策であれば、「対策未実施」とします。 ※例えば、吊り天井の耐震対策は終了していても工事契約が終了していない場合は「対策未実施」とします。 ※吊り天井の耐震対策は、手引で i) 天井撤去、ii) 天井の補強による耐震化、iii) 天井の撤去及び再設置、iv) 落下防止ネット等の設置が対策手法として示されていますが、本欄(G欄)には、ii) 天井の補強による耐震化、iii) 天井の撤去及び再設置、iv) 落下防止ネット等の設置による対策をしたものを記入してください。
対策未実施の棟数 (一部未実施含む)	H	E(特定天井を有する棟数)のうち手引等を参考にした対策を学校設置者が実施していない棟数及び、総点検未実施の棟数の合計を記入してください。(一部対策未実施の棟も含む。)
吊り天井を有していない棟数 (H28年度に吊り天井	I	高さが6mを超える又は面積が200㎡超の空間を有する屋体等の全棟数のうち、吊り天井を有していない棟数

を撤去した棟数を含む)		<p>※本項目は自動計算のため記入不要 (I=K+M)</p> <p>※器具倉庫、更衣室等のごく一部のみに吊り天井を有する棟は、吊り天井を有していない棟数とします。</p> <p>※平成27年度より以前に天井を撤去した棟も含まれます。</p> <p>※吊り天井以外の直天井等(膜天井を含む)についても、吊り天井を有していない棟数とします。</p> <p>※天井面構成部材等の単位面積質量(天井面の面積の1平方メートル当たりの質量をいう)が2kg以下の棟については、ここに該当します。</p>
総点検を実施した棟数	J	<p>上記のうち、照明器具・バスケットゴールのどちらも手引等を参考にした総点検を学校設置者が実施した棟数を記入してください。</p> <p>※専門家により点検を実施した場合も「総点検を実施した棟数」として記入してください。</p> <p>※総点検を実施せずに落下防止対策を実施した場合は、総点検を実施したこととみなしてください。</p>
照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済み棟数	K	<p>照明器具、バスケットゴールの全てに対して、手引等を参考にした対策を学校設置者が実施している棟数を記入してください。</p> <p>※耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数も含めてください。</p>
うち、H28年度に吊り天井を撤去で対策した棟数	L	<p>平成28年度中に吊り天井を撤去で対策した棟数を記入してください。</p> <p>※平成28年度より以前に撤去したものについては除いてください。</p>
対策未実施の棟数 (一部未実施含む)	M	<p>総点検を学校設置者が実施していない棟数及び、総点検を実施した棟数の中で、対策未実施の棟数を記入してください。(一部対策未実施の棟も含む。)</p>

2. 非構造部材の耐震対策 (学校単位)

【調査対象】

建物全ての非構造部材(屋内運動場等の吊り天井等を除く)のうち、**「人に重大な被害を与える恐れがある」と学校設置者が判断する箇所**

【点検の範囲】

- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック (平成27年3月改訂版 文部科学省)」(以下、「ガイドブック」という。)において、非構造部材の耐震点検及び耐震対策の進め方、実施体制、点検内容等が解説されています。

参考 HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

- ・本調査については、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策の調査対象を除いた校舎・屋内運動場等の全ての非構造部材のうち、**「人に重大な被害を与える恐れがある」と学校設置者が判断する箇所が調査の対象**となります。「人に重大な被害を与える恐れがある」と学校設置者が判断する箇所とは、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック (改訂版)」に記載されている点検項目を基本としつつ、各学校の状況等に応じて、各学校設置者が、人に重大な

被害を与える恐れがあると判断する箇所とします。

【注意点】

本調査はP 1の対象校で示した全ての学校種が対象となります。同一キャンパスにおいて複数の学校種で施設を共用している場合は、両方の学校について記載してください。

【点検主体と時期】

点検主体	点検の概要	点検の時期
学校	学校教職員が点検主体として想定される項目。施設を日常的に使用する者として、何らかの異変がないか確認し、その点検結果を学校設置者に報告し、学校設置者が点検する際の参考とすることが目的。	平成29年4月1日より 過去1年以内に実施 した点検
学校設置者	学校設置者が点検主体として想定される項目。建築物に関する専門的な知識を要する項目で、専門家と相談しながら実施。ただし、内部に専門家がいる場合は、必ずしも外部の専門家である必要はありません。	平成29年4月1日より 過去3年以内に実施 した点検

※ 非構造部材の耐震性能は、経年による劣化等の影響を受ける可能性もあるため、点検の部位や点検方法等に従って、適切な時期に継続的に点検を実施することが必要です。

※ 点検の時期は、調査の対象として便宜的に期間を設定しているもので、これをもって十分な点検頻度と捉えているわけではありません。

【調査票の各項目の説明】

項目		説明
全学校数		N 全学校数（休校中の状態の学校は除く）となります。
耐震点検状況	耐震点検実施校	○ 建物全ての非構造部材（屋体等の天井等を除く。）の中で、 各学校設置者が、人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所について、学校設置者又は学校教職員が点検を実施している学校数 を記入してください。 ※全ての非構造部材のうち、「屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策」の調査対象である屋内運動場、武道場、講堂、屋内プールの吊り天井、照明器具、バスケットゴールについては調査対象外とし、これらを除いた建物全ての非構造部材のうち、人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所が調査の対象です。 ※必要な点検項目は各学校の状況等に応じて異なります。ガイドブック等を参考に（必ずガイドブック等に沿った点検方法に限定する必要はありません）各学校設置者が、人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所について、必要な点検を実施していると考えられる場合も、「耐震点検実施校」とします。 ※耐震点検として、 学校設置者が人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所について、建築基準法第12条に基づく調査または点検を活用して点検を実施した場

			<p>合、「耐震点検実施校」とします。</p> <p>※竣工後、3年以内は竣工検査をもって耐震点検を実施したものとみなします。</p> <p>※耐震点検を実施せずに耐震対策を実施した場合は、耐震点検を実施したこととみなしてください。</p>
	うち、学校設置者による点検実施校	P	建物全ての非構造部材(屋体等の天井等を除く。)の中で、学校設置者が、人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所について、学校設置者が点検を実施している学校数を記入してください。
	耐震点検実施率	Q	$Q = O/N$ (耐震点検実施校) ÷ (全学校数) ※本項目は自動計算のため記入不要
耐震対策状況	耐震対策実施済み又は耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた学校数	R	<p>学校法人が、人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所について、耐震点検の結果を踏まえ、全ての耐震対策を実施済みまたは、耐震点検の結果、すでに対策が実施されていたと判断された学校数を記入してください。</p> <p>※人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所について、一部でも未実施の場合は除いてください。</p> <p>※人に重大な被害を与える恐れがないと判断する箇所の対策が未実施でも、人に重大な被害を与える恐れがあると判断する箇所を全て耐震対策していれば「耐震対策実施済み」として記入してください。</p>
	耐震対策実施率	S	$S = R/N$ (耐震対策実施済みの学校数) ÷ (全学校数) ※本項目は自動計算のため記入不要

【次回調査で回答をお願いするもの（今回の調査では調査票の提出は不要です）】

非構造部材の耐震対策（学校単位）

1. 本調査の調査対象項目等

（対象建物）

保有する全ての建物

（対象項目等）

耐震点検実施状況及び、耐震対策実施状況（非構造部材の中でも、特に耐震対策が急がれる「耐震性一斉点検」等に係る対策の実施状況）を本調査の対象とします。

2. 基本的な考え方

非構造部材の耐震点検・耐震対策については、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版 文部科学省）」（以下、「ガイドブック」という。）に基づき、学校教職員等による点検及び学校設置者（専門家）による点検を実施し、必要な対策を速やかに実施していくことが必要です。

また、これまでは、「人に重大な被害を与える恐れがある」と学校設置者が判断する箇所を本調査の対象としてきましたが、昨年4月に発生した熊本地震の被害状況等を踏まえ、改めて、非構造部材の耐震点検・耐震対策が着実に実施されるよう、調査対象項目等の明確化を図ることとしました。

各学校設置者におかれては、本調査要領に基づき、これまでの取組について確認していただくとともに、点検・対策が未了の項目がある場合は、建築基準法第12条に基づく有資格者による点検の機会に合わせるなどして、速やかに実施するようお願いいたします。確認の結果、本調査要領に基づいた点検・対策が完了している場合は、改めての点検・対策を求めるものではありません。

なお、今回は、調査対象項目等の周知及び実際に点検・対策を実施していただくこととし、調査票の提出は求めません。次回（平成30年）の調査から提出を求める予定です。

（1）耐震点検の実施

- ・学校教職員等による点検

学校教職員等が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校用）P19～20」に示された項目のほか、学校設置者が必要と判断する箇所・項目等について点検することをいいます。

※特にガイドブック P20 の点検の種類が「耐震性」の項目（VII.テレビなど、VIII.収納棚など①棚・ロッカーなど）については、速やかに実施することが重要です。

- ・学校設置者（専門家）による点検

学校設置者（専門家）が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40」に示された項目のほか、学校設置者が必要と判断する箇所・

項目等について点検することをいいます。

※建築基準法第 12 条に基づく点検等を実施している場合においても、ガイドブックに示された項目の点検を実施していない場合は、点検未実施となります。

- ・学校設置者（専門家）による点検（耐震性点検の項目）
学校設置者（専門家）が、ガイドブックの「点検チェックリスト（学校設置者用）P37～40のうち、点検種類が「耐震性（耐震性一斉点検）」の項目及び「IV外壁（外装材）（2）ラスシートモルタル等」の項目のほか、学校設置者が必要と判断した箇所・項目等について点検することをいいます。

（2）耐震対策の実施

- ・学校設置者（専門家）による耐震点検の結果、耐震対策が必要と評価された項目について、評価の軽重に応じて、適時適切に必要な対策を実施することが必要です。

3. 参考

- ・ガイドブックに、非構造部材の耐震点検の項目及び耐震対策の進め方、実施体制、点検内容等が解説されていますので、参照してください。

参考 HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

- ・ガイドブックを参考としつつも、実情にあった点検・対策方法を検討してください。
- ・既存の調査・点検（学校保健安全法第 27 条、建築基準法第 12 条に基づく調査・点検等）を実施する際に、本調査項目を加えることにより、効率化を図ることが考えられます。